平成29年度第1回 草津市自殺対策推進会議				
日時		平成29年8月10日(木)午後2時30分~4時00分		
会場		草津市役所 502会議室		
出席者	委員	まちづくり協議会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、		
		草津商工会議所、ハローワーク草津、滋賀県自死遺族の会凪の会おう		
		み、滋賀いのちの電話、草津栗東医師会、草津警察署、草津総合病院、		
		市民公募3名、南部健康福祉事務所(草津保健所)〔計14名、順不同〕		
	事務局	健康福祉部長・西典子、同副部長・小川薫子、健康増進課長・田中みど		
		り、同課参事・奥谷幸生、同課主査・田中優佳・岩崎容子、男女共同参		
		画課長・柴田みどり、人権センター参事・青野泰代、納税課長・永池孝		
		志、まちづくり協働課長・角一朗、生活安心課長・冨田洋幸、商工観光		
		労政課専門員·河原健一、生活支援課副参事·堀井武彦、障害福祉課専		
		門員・中川太陽、地域保健課長・太田一郎、長寿いきがい課長・松永祐		
		子、子ども家庭課長・辻智、少年センター・中出幸宏、		
欠席者	委員	滋賀県司法書士会		
	事務局	人権政策課、生涯学習課、学校教育課		
会議資料		別添のとおり		

## 部長あいさつ

皆さんこんにちは。本日は、大変暑い日になりました。また、皆様にはお忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから本市の保健衛生行政に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、平成10年以降、全国の自殺者数は、年間3万人を超え、また本市におきましても、20人あまりの方の尊い命が失われておりました。近年の状況は、全国で平成24年には2万7, 858人と3万人を下回りましたが、平成27年にはなお2万4, 025人の尊い命が失われております。

こうした中、国では平成18年に自殺対策基本法を制定いたしました。また平成19年には、自殺総合対策大綱が閣議決定をされ、国を挙げて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した取り組みを進めているところでございます。また、昨年の4月には自殺対策基本法が一部改正をされまして、関係機関の連携など、総合的な対策の実施が求められているところでございます。

本市におきましては、平成21年度から自殺対策緊急強化事業として、普及・啓発また人材育成に取り組んでおります。また平成25年には、関係機関の皆様の御協力を得まして、草津市自殺対策推進会議を設置、翌年には草津市自殺対策の行動計画を策定し、取り組みを進めているところでございます。

本市の自殺者数は、平成27年が19人、28年には12人と減少はしておりますが、今後とも自殺者ゼロを目指しまして、さらなる取り組みが必要であると感じているところでございます。
本日の推進会議では、本東のこうした自殺対策の取り組みにつきまして、関係機関や東民の場

本日の推進会議では、本市のこうした自殺対策の取り組みにつきまして、関係機関や市民の皆様と情報共有を図り、今までの取り組みの評価を行うとともに、今後も互いに連携した取り組み

が進められるよう、御意見をいただきたいと考えております。非常に限られた時間ではございますが、皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 次第1 委員及び事務局の自己紹介
- 次第2 草津市自殺対策推進会議の位置づけについて、資料1に基づき事務局より説明
- 次第3 委員長・副委員長の選出について、草津市附属機関運営規則第4条に基づき選出。 委員長より、当推進会議について、個人の権利利益の保護に鑑み、非公開とすること、 発言内容について発言者の個人情報を除いて、要約・概要を市のホームページに掲出されることについて説明、また当日配布の名簿を会議終了後回収することを説明し、各委員に確認され、一同了承された。
- 次第4 平成28年度自殺対策行動計画における取り組み状況及び29年度事業計画について、 資料2~4に基づき、基本施策1、2について事務局より説明。
  - (委員長) 何か御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。草津市も全国レベルと一緒で、 自殺者数は減ってきているということですね。しかし、草津市の特徴として、若い方の 自殺が多いということであります。
  - (委員)実は、自殺企図とか、未遂があった家族なのですが、そういう場合にどこにどう知らせていったらいいのか、市に対して援助を求めることを知る機会が全くありませんでした。 一般市民として知ることができたのでしょうか。
  - (事務局) 今、報告させていただいた自殺未遂者への支援についてですが、平成26年度から県の事業として始まっており、自殺未遂をして病院、救急告示病院にかかられた方について、病院のほうで同意をとっていただいて、県の自殺対策推進センターに連絡が行くようになっています。その後、保健所を通じて、草津市の場合は自殺対策担当に連絡が入り、そこから支援に結びついていくものです。
  - (委員) その時期、何回か病院にもかかり、救急車も利用していました。少しでもその支援のことを知っていたら、私も心強かったかなと思いました。
  - (委員長) 平成26年から県レベルで始まったのですか。そこから、草津市も一緒になってやるようになったのですね。
  - (事務局)初年度だったので、十分にその事業の周知ができていなかったのかもしれないです。
  - (委員長) 保健所のほうからはいかがですか。
- (委員) いのちサポート相談事業も今年度3年目になります。救急告示病院への周知も随分と図られてきておりまして、連絡もしっかりと入るような状況になってきています。救急告示病院からのルートという形で始まった事業ですけれども、それ以外の病院に行ったり、別のルートで発見されることもあります。自殺関係の相談電話などもありますし、市町のほうでも自殺対策の担当の保健師もおりますので、あらゆる窓口で相談かけていただければ、キャッチして対応していけるような体制もこれからもっと強化していくということが大事だと思います。
- (委員長) 草津総合病院の方で何か、追加するような御意見ありますか。
- (委員) 自殺未遂で来られた患者様について御案内をして、同意がいただけた場合には、行政に

つながせていただいています。在宅に帰られたのちも、相談・援助が受けられるように ということで御案内させていただいてはおります。 9割ぐらいの患者様から同意はいた だけている状態でして、あとのフォローもしていただいてるという状態です。

(委員長) どうもありがとうございました。

- (委員) その支援の同意を得るという、その同意とは何の同意なのでしょうか。個人情報を支援 する機関に渡すことなど、どういうお話をして、じゃあお願いしますという流れになる のでしょうか。
- (委員)個人情報も含めてですが、まずそこで相談支援を受けるかどうかという意思確認ですね。 意思確認がとれましたら、当然ですけど今回運ばれてこられた状況、それから年齢・性 別、御住所と個人情報も全てやっぱり開示するわけなので、その辺で全てのことに関し ていいですかというところの同意になります。
- (委員) 年次推移を眺めていまして、ちょうど日本の社会が大きく変えられた時期、いわゆる郵政民営化以降だと思いますが、僕らが若いころに、あるいは中年ぐらいのときには、非正規という言葉にはあまり意識がなかったのです。そこから、何だか人の働く価値がとても薄くなってきたような気がする。父子家庭・母子家庭もふえていくし、学校の現場ではそれに合わせて、子どもたちの貧困とか、いろいろなものが徐々に上がっていきます。自殺の原因として、健康問題で何人、生活の問題で何人といいますが、全部リンクしていると思います。だから、そこを例えば小規模ながら支えるネットワークなどで、きめ細やかに進めていかないと、予備群がたくさんいる状況だと思います。やはり働くということも大事、賃金を稼ぐということも大事だけれど、人を蹴散らしてでも、命を削ってでも、少しの利益を奪い合わなきゃならないという、そこに何かうまくネットワークが介入していかないといけないと思います。数値が減って良かった、ではなく、もっとユニークなきめ細やかな部分について訴えられるような意見交換ができればと思っています。
- (委員長) 非常に貴重な御意見、ありがとうございます。では次の説明に入っていただきます、 よろしくお願いします。
- 資料2~4に基づき、基本施策3、4について事務局より説明。
- (委員長) ただいまの事務局からの報告について、何か御意見・御質問ございますでしょうか。 地域で御活躍の皆様、何か関連するようなことがございましたら、どうぞ御意見くださ い。
- (委員) 地域の中では、関心がないわけではないですが、気がつかない、わからないものです。 最後の結果だけ聞いてびっくりするというのが正直なところだと思います。今こうして 見てみると、広報にこうして、いろいろ出しているのですね。申しわけないが、実は今 これ初めて見ました。地域の中では、正直そんなものかなと思います。
- (委員長) 民生委員のほうでは話題になりますか。
- (委員) そうですね、孤立化防止対策事業は、障害福祉課と行っていまして、それによってどこまで私たちの力が及ぶかどうかわからないですが、やはりSOSを発する相手が多いほど、効果があるもので、少しでも発信先を増やすことは大きいと思っています。訪問することで、あなたのことを思っている人がいるよ、と少しでも伝えられることができればいいのかなと思っています。それには、やはりしっかり聴く力を養わなければならないなと常日ごろから思っています。

またスクールガードをしている者もたくさんおりまして、登下校の子どもたちの様子を毎日見ていると、少し休みがちな子どもや、いつもぽつんと離れて歩いてる子どもがいて、気になると学校のほうに伝えたりということはさせてもらっています。少しでも早いうちから見つけて、支援ができればいいと思っています。

- (委員長) そのように支援の手を差し伸べようとして、すっと受けていただけるものですか。
- (委員) そうですね。孤立化防止事業についても、事前にアンケートなどとってもらって、民生 委員さんの訪問に同意をもらっています。訪問というのはなかなか私たちにやりにくい ものですけれども、「気にかけていく」ということでいかないとだめだと思っています。
- (委員) 地域に民生委員さんや学区の方もおられてということはわかっていますが、自分の子どもの問題を周囲に話すことに対して抵抗があります。もちろん守秘義務もあって、秘密も守ってくださることもわかっているのですが、お医者さんには言えても、それを地域の方に知ってもらうことがプラスなのかマイナスかと思ったときに、やはりマイナス要因のほうが大きいです。なかなかそれが、「皆さん助けて」とは言いにくい。でも本当は危ないのです。本当にいつ何が起こるかわからない状態で、地域でも心配な子がいて、私は個人として関わっていますが、民生委員さん何とかしてあげてくださいねって言うのがいいのか、すごく難しい。きっと民生委員の方も難しいと思います。そのために、地域の方が知ることができなくて、「ああ、亡くなりはったんやな」「何で死なはったん」「自殺やった」ということになるのだと思います。支える難しさがすごくあるなと思います。
- (委員) 民生委員には守秘義務もありますし、そしてほかには漏れません。私たちは何か相談受けたら、行政に向かって、こういう方がおられるからちょっと気にかけて見てくださいという声かけだけをする役割です。パイプ役として。だから、言っていただければつなぐということができるのかなとは思います。確かに、難しい問題だと思っています。認知症の問題では、何年か前までは、家族が認知症だと言うこと自体もすごくはばかられる時代でしたが、今はもう病気やという感覚に変化しました。民生委員にも、認知症の家族について相談する人も出てきています。時代が少し進んできたのかなとは思っています。認知症と同じではないかもしれませんが、周囲に相談するということはそのご家族にとってみては大変難しいことやと思いますけれども、何か手立てがあればと思います。
- (委員) それで本当に命が救えたら、周囲に話しておけばよかったと思うかも知れないとの思い もあるので、わかり合える地域になればいいなとは思います。
- (委員) 認知症の問題では、徘徊のために行方不明になった場合に、その方のことを地域の皆さんが知っていると、どこかに歩いてたよ、あの辺にいたよ、と皆で伝え合えるっていうことができ始めているところもありますので、地域の中で状況を知っていることは大事なことだと思います。
- (委員長) どうもありがとうございました。では次の説明に入っていただきます、よろしくお願いします。
- 資料2~4に基づき、基本施策5、6、7について事務局より説明。
  - (委員長) 今の説明に対して、御質問・御意見ございませんでしょうか。
- (委員) ゲートキーパーの講座は何回か受け、気になる方に声をかけるということに対してのい ろいろな知識を教えていただきました。遠目に見てご近所さんの様子がおかしい、とい

う場合、ゲートキーパーの活動の一つとして、相談機関に連絡をするっていうのはどうなのでしょうか。そういうことも対象としてのゲートキーパーだと思うのですが、本人の話を聞いてあげるとかいうのではなくて、遠巻きにその人をサポートするために相談をするなどは、有効に生かせたりするのでしょうか。

- (委員長) 少し難しい質問ですが、市のほうで何かまとまった考えはありますか。
- (事務局)状況によりますが、窓口のほうに何らかの形で連絡いただけましたら、対応させていただきたいと思います。方法については、検討が必要だと思います。
- (委員)逆に、ご家族なら大丈夫な部分が出てくるのですね。ご家族から、家族の誰かがとても 心配だという相談であれば、市としては動きやすい。
- (事務局) そうですね。ご家族から情報をいただいて、保健師などと連携しながら支援を行うことができると思います。
- (委員)では、ゲートキーパーとしては、そのご家族に「こういう窓口があるんですよ、1回相 談してみませんか」と導くこともできるのですね。

(事務局) それはありがたいと思います。

(委員) ゲートキーパーについて、これまでの成果のような、こういう連絡があってこうなった とか、そういうのはあるのですか。

(委員長) どうですか、市のほうでその辺を総括していますか。

(事務局) 相談を受けたからこうつないだ、という数は取っていません。

(委員長) また今度ゲートキーパー養成研修の際に、ステップアップ編の参加者にアンケートを してもいいかも知れませんね。

(事務局)検討してみます。

(委員長) ほかに御質問はないでしょうか。

(委員) 相談窓口リーフレットは各家庭に配布したのですか。

(事務局) 各家庭への配布はしていません。 2年前には、学校を通じて各家庭に配布いたしました。

(委員長) 医療機関にも配っていますね。

(委員) 先日、悩んでおられる方にこれを一応渡したのですが、余りに多くのものが書いてあり、 アンダーラインをするなどしてあげたのですが、分け方がすごくわかりにくかったので す。もう少しこの冊子について、ここの会議としてどうあるべきかを検討していただけ たら良いと思います。

もう1つ、警察の方にお聞きしたいのですが、刃物とかいろんなもの振り回してるときに通報すると、傷害など罪になる可能性があるなどを考えて通報を迷うことがあったのですが、そのような時に、助けてください、と通報できるのでしょうか。

- (委員) それは通報していただいたら結構です。それがすぐに犯罪、というよりも、生命・身体 を保護しなければならないということもあり、それを優先することもあります。
- (委員) 自殺未遂してしまった場合は、救急車を呼びますが、他にも危害を加えてしまいそうな 状態もあるので、確認させていただきたかったのです。
- (委員) 通報していただいたら、警察から保健所のほうに連絡するというシステムもありますので、やはり命を落とされたり、けがをされるまでに呼んでいただいたほうがいいかなと思います。

(委員長) ほかに、何か御質問・御意見ございますでしょうか。

(委員)一般の方で凪の会の存在を知られている方はほとんどおられないと思います。 パンフレ

ットや市の広報紙に掲載していただくのですが、割とそれを見て来られる方もおられます。このような形で少しずつ広報が進み、相談するということに対して抵抗が少なくなれば、また少しずつ皆さんの精神的な苦痛も和らぐかなと考えています。昨年度は草津市の会場で、試験的ですが3回の定例会をさせていただきました。出張の分かち合いにつきましては、毎年2回各市に出張しており、今年度は守山か野洲か大津で検討しています。近隣での開催時にはまたご協力いただけたらと考えております。

ゲートキーパー養成講座について、目の前でいろいろ苦しんでおられる方を助けるって、なかなか僕らでも御遺族の方にどういうふうにお声かけしていいかわからないときなどがあり、難しいことだと思います。しかし、このような研修会を受けられて、この自殺や自殺未遂、精神的に悩んでる方が身近におられるということや、自分や家族もそういうことになることがあるんだということに気づいていただいたりといった、偏見のようなものや壁がなくなることも、目的の一つだと思います。そういう面でも凪の会にできることがありましたら、協力をさせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。ほかに御意見・御質問ございませんでしょうか。

(委員) 自殺された方の約3割が勤め人であるということですが、昨今取りざたされている長時間労働やパワハラなどについて、相談対応や、研修などの対策はどうされているのですか。もう1つ、相談窓口の関係で、インターネットによる相談対応というのはされておられるんでしょうか。

(委員長) インターネットの利用による相談ですか。いのちの電話、どうですか。

(委員) そうですね、全国のいのちの電話では、十数カ所でインターネットによる相談を行っています。その場合は複数の方が返信を検討されてお出しになります。私どものところは、匿名で本当にどこからでも誰でもかけられるということですが、それでも電話がしにくい方がやっぱりあるということで、インターネットでの相談も視野に入れていかないといけないと思っています。やはりどこが使いやすいのかということ考えていかないといけないですね。しかしインターネットっていうのは非常に神経をつかって返事をしないと、傷つけてしまうっていうようなことがございますし、まだ、今、滋賀いのちの電話では、なかなか人員が確保できないということで、インターネット相談は行っていません。昨年度は電話相談で4,000件ぐらいの相談があり、ボランティアの方が一生懸命対応してくださっております。

(委員長) もう1点のほうの、この中小企業のメンタルについては、いかがでしょうか。

- (商工観光労政課) 商工観光労政課では、雇用の関係ということで、企業内での人権問題や、そ ういういろいろな差別問題について、企業内人権という形でさせていただいています。 パワハラとか直接それに特化した形ではないのですが、雇用に関して、相手に聞いては いけないことなどについて、啓発や研修を行っています。
- (委員) 長時間労働やパワハラなどが、社会問題になっていますので、そういったことに対する 研修なども必要だと思います。

(委員長) ハローワークのほうはどうですか。

(委員) 当然、我々は仕事を紹介するだけではなくて、実際に紹介したらどうだったのかという相談ももちろんあり、パワハラなどの相談もあります。これらについては、私どものほうで直接それを解決するということではなくて、その問題がどこにあるかということも踏まえて、最終的にそのパワハラに対して法的にどのように解決していくのかという対応を行っています。長時間労働の問題などは、労働局全体として考えていかないといけ

ないところです。監督行政である労働基準監督署のほうでは、長時間労働に対して相当 今までより厳しくあたっているとは聞いていますが、心の問題に焦点を当てた形では、 まだできてないのかなと思っています。

(委員長) どうもありがとうございました。

- (事務局) 相談窓口リーフレットについて、草津市では、人権啓発の関係で企業訪問を行っており、今年度からは同時にリーフレットをお渡しさせてもらい、活用をお願いしています。 また以前には、商工会議所と一緒に、ゲートキーパー研修を開催させていただいております。
- (男女共同参画課) 男女共同参画課では、働き方改革に取り組んでおります。 7月には従業員 20人以上の中小企業に対し、ワークライフバランスに関するアンケート調査をさせて いただきました。また秋ぐらいには働き方改革セミナーを開催し、働きやすい職場づく りのセミナーをさせてもらおうと思っております。

(委員長) どうもありがとうございます。他にありますでしょうか。

- (委員) 滋賀いのちの電話では、9月10日、柳田邦夫さんの「人生に無駄な時間はない、悲しみにこそ深い意味が」という講演会を開催します。やはり自殺対策というのは社会総がかりでするということになっておりますので、皆さん方と御一緒に勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。
- (委員)次回の会議が2月というのを見て実は愕然としたのです。それまでの間何をしたら良いのだろうか、と疑問でした。今、本当に草津市はどのように動いてくれるのだろう、自分が委員として何か推進できるのだろうかと考えていましたが、今日来させていただいたおかげで、どのように繋がり、動いているのかが分かりました。ますます広報の活動をしていただいて、本当に今後自殺者が出なくなればありがたいなと思いました。また今後ともよろしくお願いします。

(委員長) 社協のほうはいかがでしょうか。

(委員) 最近は徐々に地域のつながりのようなものが希薄になってきているように思います。どのようにして広げていくか、維持していくか、そんなことばかり考えているような状態です。その1つとして、自殺対策や認知症など、多くの問題があると思います。個別の対策だけでは難しいと考えています。

(委員長) まちづくり協議会からはいかがですか。

(委員) 困っているからどこどこに援助を求めよう、というよりは、自分の身近な知っている人について、とにかく一番の応援者として手を差し伸べて応援してやりたいと思います。だから、先ほどその自死遺族会の方が言われたように、体験を通して支えるという方と、やっぱり学んでいる部分で知識的広がりの部分の人と深く入っていく人、さまざまだと思います。もちろんその先ほど言われたように、支えを徐々に徐々に深めてもらいながら、基本はやはり身近な人に対して、少しでも自殺を防ぐ時間を広げていくことが大事だと思います。

次第5 今後の予定について、資料5に基づき事務局より説明

	<b>会議終了</b>	
· ·	<b>云哦</b> 派 ]	